# 山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱

### 第1条(目的)

この要綱は、河川流域内にかかる土地の区画形質の変更が伴う流域開発において、雨水の流 出機構が変化して洪水時の流量の増加をもたらし、下流流域の災害を誘発する恐れがある場合、 適切な流出増対策を指導するため必要な事項を定め、開発区域及びその周辺及びその下流流域 における災害を防止するとともに、秩序ある流域開発を図ることを目的とする。

## 第2条 (用語の定義)

流域開発とは、都市計画法、森林法等における開発行為など土地の区画形質の変更が伴う河 川流域の開発行為をいう。

#### 第3条(適用範囲)

この要綱は、5 公以上の規模のすべての流域開発行為に適用する。ただし、将来流域開発が 5 公以上となることが当然予想される場合、開発面積が 5 公未満であっても適用する。

- 2 次の各号に掲げる開発については、前項の規定にかかわらず適用除外とする。
  - (1) 森林法に基づく「林地開発許可」の対象となる開発
  - (2) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「雨水浸透阻害行為許可」の対象となる開発

### 第4条(指導の基本方針)

流域開発にあたっては、開発区域内において流出増を抑制する対策をとらせるものとし、流 域変更は行わないことを原則とする。

2 出水により浸水を受け易い土地の流域開発は、極力抑制するか浸水被害を受けにくくする対策を講じさせるものとする。

## 第5条 (開発事業者の負担)

開発事業者は、開発区域を含む流域から流出する雨水を適切に排水するため必要な施設を設置し、開発区域外の放流先に支障を及ぼさないようにしなければならない。

2 放流先の河川または水路等の流下能力が不足している場合は、河川または水路等の管理者と 協議のうえ、当該区域において一時雨水を貯留する調節池等を設けるか、または支障のない地 点まで河川または水路等を改修しなければならない。

#### 第6条 (調節池の設置基準)

調節池等の設置基準は、別に定める山形県調節池等設置基準によるものとする。

## 第7条 (関係機関の調整)

この要綱により流域開発を指導するにあたっては、関係機関と十分な調整を行うものとする。

# 附則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

策 定 日:平成5年1月1日

最終改定日:令和6年3月5日

## 山形県調節池等設置基準

「山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱」に基づき、一時雨水を貯留する調節池等 の設置を検討する場合は、この基準による。

### 1 技術基準

調節池等設置の技術基準は、「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」(公益社団法人 日本河川協会)を参考にするほか、次の各号のとおりとする。

#### (1) 調節池等の計画・設計等

暫定調整池は「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)」を適用し、恒久調節池は「防 災調節池技術基準(案)」を適用することを原則とする。

なお、開発事業者が設置及び維持管理を行うものは、暫定調整池とすることを原則とする。

## (2) 多目的利用の計画・設計等

調節池等を多目的に利用する場合は「防災調節池の多目的利用指針(案)」を適用することを原則とする。

#### (3) 流出係数

「国土交通省河川砂防技術基準計画編」(国土交通省水管理・国土保全局)(以下、「河川砂防技術基準」という。)及び「林地開発許可申請の手引き」(山形県農林水産部森林ノミクス推進課)(以下、「林地開発の手引き」という。)を参考にし、特に支障がある場合を除き次のとおりとする。

### ア 宅地開発等

開発前

「河川砂防技術基準」における流出係数標準値

| 密集市街地   | 0.9 |
|---------|-----|
| 一般市街地   | 0.8 |
| 畑 · 原 野 | 0.6 |
| 水田      | 0.7 |
| 山 地     | 0.7 |

## 開発後

防災調節池の流入量算定に用いる流出係数の標準値

| 土地利用状況 | 流出係数 | 備考                |
|--------|------|-------------------|
| 開発後(1) | 0.8  | 不浸透面積率がほぼ40%以下の流域 |
| 開発後(2) | 0.9  | 不浸透面積率がほぼ40%以上の流域 |

## イ 林地開発等

「林地開発の手引き」より

流出係数は、下表を参考にして定められていること。ただし、太陽光発電施設の設置の場合、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で遮られる箇所については、流出係数を、下表によらず、0.9~1.0として算出されていること。

|      | 区分 | 浸透能     |         |         |
|------|----|---------|---------|---------|
| 地表状態 |    | 小       | 中       | 大       |
| 林    | 地  | 0.6~0.7 | 0.5~0.6 | 0.3~0.5 |
| 草    | 地  | 0.7~0.8 | 0.6~0.7 | 0.4~0.6 |
| 耕    | 地  | 1       | 0.7~0.8 | 0.5~0.7 |
| 裸    | 地  | 1. 0    | 0.9~1.0 | 0.8~0.9 |

※ 浸透能の区分は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが適用については、おおむね山岳地は小、丘陵地は中、平地は大としても差し支えない。

## (4) 計画対象雨量

調節池の洪水調節容量を算出するために用いる計画対象雨量については、最新の「山形県河川整備計画資料集」(山形県県土整備部河川課)の短時間雨量強度曲線によって求めるものとする。

## (5) 洪水調節容量の算定

ア 当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じ水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節容量は、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであることを基本とする。

なお、当該地点が生じない場合には、下記イによるものであること。

ただし、当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が 1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該下流の流下能力からして、30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

**イ** 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがありピーク流量を調節することが必要な場合には、洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調節できるものであることを基本とする。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

## 2 調節池の施行時期

調節池等は、原則として開発事業の施行前に完成していなければならない。

## 3 開発事業者の責任

調節池等の地質調査、詳細設計及び施工は開発事業者が全責任を負うものとする。

# 4 管理

開発事業者は、調節池等の管理と帰属に関して河川管理者に報告し、管理者を明確にした標識を調節池等に設置しておくものとする。

また、開発中の維持管理については、開発事業者がその責めを負うものとする。